

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和四年十月十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年十二月十日奈良県指令建第一〇四―一二三号

令和三年五月二十五日奈良県指令建第一〇四―一二三―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年十月三日建第一〇〇二九号

公共施設に関する工事の検査済証 令和四年十月三日建第五七七六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市下田東五丁目六四五番一、六四五番四、六四五番五、六四五番六、六四五番七、六四五番八、六四五番九、六四五番一〇、六四五番一一、六四五番一二、六四五番一三、六四五番一四、六四五番一五、六四五番一六、六四五番一七、六四五番一八、六四五番一九、六四五番二〇、六四五番二一、六四五番二二、六四五番二三、六四五番二四、六四五番二五、六四五番二六、六四五番二七、六四五番二八、六四五番二九、六四五番三〇、六四五番三一、六四五番三二、六四五番三三、六四五番三四、六四五番三五、六四五番三六、六四五番三七、六四五番三八、六四五番三九、六四五番四〇、六四五番四一、六四五番四二、六四五番四三、六四五番四四、六四五番四五、六四五番四六、六四五番四七及び六四五番四八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市生野区巽南三丁目七番八号

協栄ホーム株式会社 代表取締役 島田和弘

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市下田東五丁目六四五番一

公園 香芝市下田東五丁目六四五番四四

下水道 香芝市下田東五丁目六四五番一の一部

水路 香芝市下田東五丁目六四五番四八